

平成19年6月18日

金融庁検査局総務課調査室 御中

社団法人 信 託 協 会

「信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕）の一部改訂（案）」に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 .(11頁) - 1 - (2) 信託引受管理のための組織・内部規程の整備等 【質問】 (15頁) - 1 - (2) 信託引受審査のための組織・内部規程の整備等

「営業推進部門」が「営業推進部門等」へ改訂されることにより、従来の定義「「勧誘」「営業交付」等を担当し、顧客と直接、対応する部署（パブリックコメントに対する金融庁の考え方 平成18年7月13日公表 22番）」から、新しい定義「営業に係る部門・部署・営業拠点等をいい、例えば、営業を直接・間接に行なう部門、これを推進するための企画・立案等を行う部門」に変更された。

信託引受管理態勢で求められる「信託引受管理部門」と「営業推進部門等」との関係について、牽制機能が担保されるなら、必ずしも両者が組織的に独立している必要はない、との理解でよいか。

また、信託引受審査態勢で求められる「信託引受審査部門」と「営業推進部門等」との関係についても同様の理解でよいか。

2 .(14頁) - 2 情報提供の適正性(5)【質問】

勧誘資料等に対するリーガル・チェックは、「必要に応じて」から「事前に」と変更されている。これは、金融検査マニュアル 顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト -1-(2) 【広告等に関する管理】と平仄をあわせたものであると理解してよいか。

以 上